

老人保健施設母恋 高齢者虐待の防止のための指針

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることが出来るように支援し、高齢者虐待防止に関する法律の趣旨を理解し施設全体で虐待防止に取り組むための指針とすることを目的とする。

【虐待防止に関する法律】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」平成 17 年法律第 124 号、以下〔高齢者虐待防止法〕という。

【定義】

虐待とは、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・ネグレクト(介護放棄・放任)のこと。高齢者に加えられた上記のことであり、高齢者の心身に深い傷を負わせ高齢者の基本的人権を侵害し、時に犯罪上の行為である。

2. 基本方針

- 1) 高齢者の意思を尊重した対応をします。
- 2) 未然に防ぐために権利意識の啓発や認知症等に対する正しい理解や介護知識を習得するための研修会を実施します。
- 3) 問題が深刻化する前に早期発見し、対応方法を虐待防止検討委員会で検討します。
- 4) 高齢者虐待の問題を当人だけではなく施設全体として問題を把握し支援します。
- 5) 虐待が発生したらすぐに関係機関に報告し情報共有するとともに、問題解決に向けてケアの質改善、向上に取り組みます。

3. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(令和3年4月1日より安全対策委員会より名称変更)

1) 委員会開催時期

定期的(3ヶ月/回安全対策委員会、身体拘束適正化委員会と一緒に実施)に開催し、自らのサービスの質の評価をするものとする。また必要に応じて臨時委員会を開催する。年間の研修計画を作成し定期的に職員への啓蒙活動を行うこととする。

2) 構成メンバー

・施設長 ・事務長 ・看護課長 ・介護課長 ・介護主任 ・リハビリ課長 ・相談係課長
・各フロアの介護福祉士 ・ケアマネージャ ・管理栄養士 ・事務員等

3) 検討事項

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関して検討する。
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容を検討する。

- ③ 虐待等について、相談・報告できる体制整備する。
- ④ 虐待等を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法を検討する。
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策を検討する。
- ⑥ 虐待の防止策を講じた場合のその効果について評価する。

4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

高齢者の尊厳を支えるケアを確立するため、老健母恋の利用者、ご家族との信頼関係を築き、精神的な支援を行うことを目的に年2回以上研修会を行う

- 1) 虐待の未然防止のため
 - 2) 虐待等の早期発見のため
 - 3) 虐待等への迅速かつ適切な対応をするため
- ※新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。

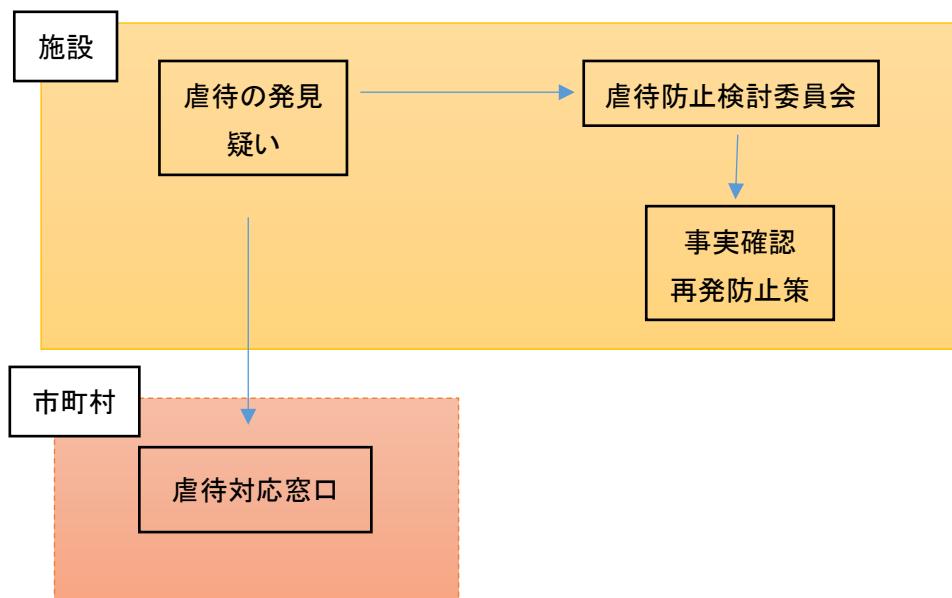
5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

施設内で虐待等が発生、もしくは発覚した場合は、速やかに市町村の窓口に通報できる体制を整備する。

- 1) 利用者の安全確保を最優先に行う
- 2) 利用者の状態を確認し緊急処置の必要性が高いと判断したらすぐ医師の診察を受ける。
- 3) 職員からの事実関係の聴き取りをリスクマネジャーもしくは直属上司が当日中実施する。
- 4) 第1報を速やかにご家族に報告する。事実関係、どのような緊急対応を講じたのか報告する。
- 5) 高齢者虐待の定義に該当すると思われる虐待であると判断した場合、すぐに市町村に通報する。
- 6) 通報等を行った従業者は、通報をしてことを理由に解雇やその他不利益な取り扱いを受けない。
- 7) 虐待防止検討委員会を臨時で早急に招集して、通報内容に対して検討し施設全体の問題として職員に周知する。
- 8) 市町村が行う調査等に協力する。
- 9) 委員会が虐待再発を確実に防止するため委員メンバーの役割分担を明確にしてケアの改善に取り組む。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合等は、速やかに市町村へ通報する。



7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

認知症などによって判断能力が十分で無い方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者(成年後見人)を選任して、法的な権限を与えて本人の代わりに法律行為を行うことが出来るようになる。支援相談員が相談や手続き等の対応をする。

法定後見

すでに判断能力が無いか、あるいは不十分なために契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合に、家庭裁判所が類型に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任して本人を保護する。

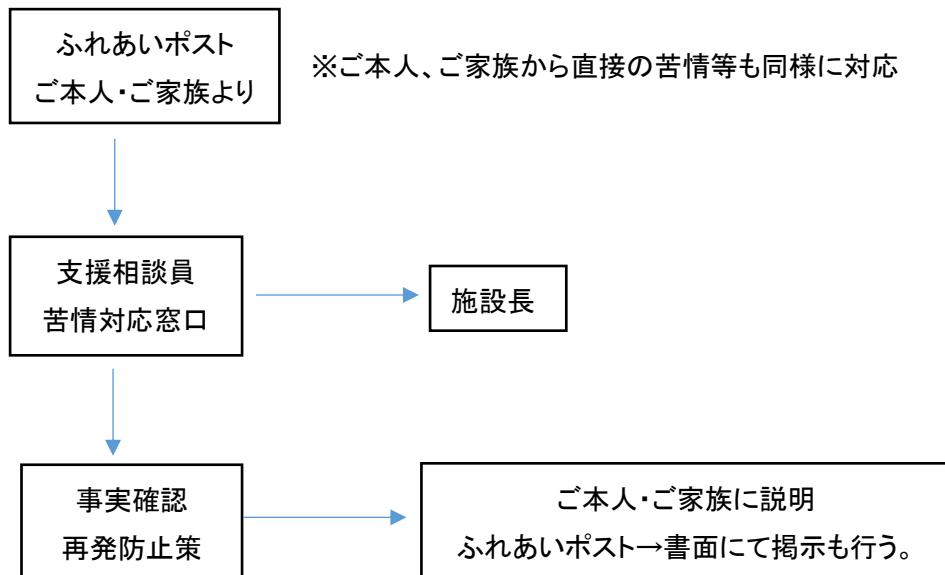
任意後見

今は身の回りのことは自分で出来ているが、将来、判断能力が低下したときに備えて財産の管理や施設の入所等に関する事柄を自分に代わって行う人をあらかじめ選び、その内容と方法を決める。

8. 虐待にかかる苦情解決方法に関する事項

老健母恋1階事務所前に苦情対応のため「ふれあいポスト」を設置している。投書がある場合、早急に苦情受付担当(支援相談員)が対応する。

事実確認や再発防止策を検討(緊急会議等の実施)して、苦情に対しての改善策等の回答を書面もしくはご本人、ご家族に対して説明する。事務所前、各フロア EV ホールに掲示する。



9. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は公表し、利用者・家族・従業員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

施設内で虐待を起こさないための予防に努める

1) 管理者、職員研修

施設内の不適切ケアを防ぐことを目的に研修委員会で年間研修スケジュールを立案して予定に沿って研修を進める。ケアチェックを定期的に実施して職員のスキルアップを図る。職員のスキルアップをして施設全体の意識向上を常に目指す。

2) 個別ケアの徹底

施設は、集団生活の場であり合理化されたケアが中心になりがちである。高齢者虐待、身体拘束が起きやすい環境であることを常に意識して、高齢者の尊厳を尊重する姿勢を常に追い求め、利用者一人ひとりが自分の生活を見いだせることが出来るよう、その人らしい生活を支えていくケアを目指す。

3) 地域に開かれた施設

地域住民との交流を図り、閉ざされた施設のイメージを払拭するために地域に貢献できる活動を取り入れる。

作成:令和3年12月10日

2025年4月21日

2025年9月16日